

---

# 行歯会だより (第29号) 2007年11月(毎月発行)

(行歯会=全国行政歯科技術職連絡会)

---

## 第66回日本公衆衛生学会総会 及び自由集会(報告)

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 高橋 直樹

行歯会の皆様、いつもお世話になっております。愛媛県庁に勤務しております高橋と申します。普段は皆様から情報をいただくのですが、今回、新潟県の永瀬先生から原稿依頼があり、僭越ではございますが、10月24日(水)～26日(金)に開催しました第66回日本公衆衛生学会総会及び24日(水)に開催した自由集会の報告をさせていただきます。

今回の学会は、小西正光学会長(愛媛大学大学院医学系研究科教授)の『地域保健は「おせっかい」のこころと「少しのおせっかい」のこころ』を合言葉に「地域保健—その原点に返り未来を展望する—」をメインテーマに松山市の愛媛県県民文化会館を主会場に開催しました。

歯科関係では、24日(水)14:00～15:00に教育講演1として、講師に日本大学歯学部摂食機能療法学講座植田耕一郎教授、座長に(財)歯科医療研修振興財団宮武光吉専務理事をお迎えして、「口腔機能の向上と介護予防—今後の展望」というテーマで、『口腔機能を向上あるいは改善するための社会的需要と必要性は論証されているが(だからこそ介護保険に組み込まれた)、本サービスを実施するにあたっての行政、事業所、口腔機能の専門職がいかに三位一体となって取り組めるか、その対応方法、成果、今後の展望等』についてご講演いた

きました。

約140名のご参加をいただきました。

翌25日(木)午前には、第12分科会(口腔保健)の示説発表、午後から口演がありました。

示説は20題、口演は4題あり熱心な討議が交わされました。

口演の方も当初の予想を上回る約60名のご参加をいただき会場が熱気に包まれておりました。

26日(金)には第10分科会(高齢者・介護)で歯科関係がたくさんでていました。



それではここから24日(水)18:00から愛媛県県民文化会館別館で開催した自由集会についてご報告します。

今回の自由集会のテーマは行歯会のメールでもご案内したとおり、『歯科保健の現状と未来展望～介護保険制度の観点から～』

です。このサブテーマは、昨年の富山県で開催された自由集会の中で、宮武光吉先生からご提案いただいたテーマです。(富山大会では、「母子歯科保健対策」がサブテーマでした。)

プレゼンターとして国立保健医療科学院の安藤雄一先生、神奈川県茅ヶ崎保健所の北原稔先生、地元から歯科医師会常務理事の是澤恵三先生、歯科衛生士会担当理事の渡邊香月先生、アドバイザーとして教育講演で座長をさせていただいた宮武光吉先生、兵庫県佐用町南光歯科保健センター管理者の新庄文明先生の計6名の先生方をお迎えして開催しました。

参加者は、当初予定していた30名を大幅に上回り46名となりました。

まず最初に安藤雄一先生から「平成17年歯科疾患実態調査の結果から」というテーマで歯科疾患実態調査における最新情報、特徴、結果の読み解き方、情報の活かし方、また国民健康・栄養調査、現行全国調査の限界と展望について情報提供していただきました。

歯科疾患実態調査の最終取りまとめの裏話などもありました。

次に、是澤恵三先生から「愛媛県の介護予防の状況について」で情報提供していただきました。

内容としては、①「元気は口から」という小冊子の作成(4,000部作成。1冊100円で販売。)、②「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」、「栄養改善」の合同プログラムの作成、③介護予防・居宅療養管理指導様式集の改良(様式例1、2、5を1つに集約)、④口腔機能向上サービスに関するアンケート調査の報告、⑤愛媛県介護予防市町支援委員会の報告でした。

渡邊香月先生から愛媛県介護予防市町支援委員会の専門部会の一つである口腔機能部会の説明の補足及び愛媛県内の施設における現状等の情報提供がありました。

最後に北原稔先生から「口腔機能の向上の現状と課題～地域包括支援センターへの

相談支援員派遣調査から～」というテーマで情報提供していただきました。

行歯会だよりでも何度か書かれている「地域包括支援センターへの歯科衛生士派遣」について、現状における課題等と併せてお話ししていただきました。とりわけ、「口腔機能の向上」の加算サービスの実績の少なさに対して21年度の見直し検討の黄色信号について併せてお話しがありました。

今の厳しい現状を打破し、明るい歯科保健の未来がきてくれることを切に願うばかりです。

アドバイザーの新庄文明先生と宮武光吉先生からも8020に変わる新たなキャッチフレーズの作成等今後の検討課題についての助言があり、予定の時刻をやや過ぎて終了しました。



その後行われた懇親会には23名の参加をいただき誠にありがとうございました。

この学会や自由集会を通じて、日頃のストレスを発散していただくとともに明日への仕事の糧に少しでもなっていれば幸いです。

# 再び「保健所長医師資格要件」見直し論 ～地方分権改革推進委員会～

新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 永瀬吉彦

昨年12月に地方分権改革推進法が成立した。同法に基づき本年4月に設置された**地方分権改革推進委員会**で調査審議が行われ、新たな課題やこれまでの積み残しについて精力的に調査検討が行われ、本年11月16日に「中間的な取りまとめ」が出された。

今後議論を踏まえて、内閣総理大臣に勧告が行われ、その勧告を踏まえ、政府において、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定することとされている。

地方分権の取り組みは、1995年の地方分権推進法の成立の下、**地方分権推進委員会**（今回は「改革」が付いている）の発足に始まる。長らく言われ続けながら進まなかった、補助金による全国画一的な事業の押し付けや、必置規制による地方自治体の自主的な組織権の阻害など、中央省庁の行政手法・行政システムについて地方分権推進委員会（当時会長 諸井 虔）は、真摯に躍動感をもって切り込んだ。地方からは拍手喝采され期待された。

その結果、機関委任事務の廃止、国の補助金事業の整理合理化、必置規制の見直しなどが進み、委員会が目指した中央集権型行政システムの弊害の解消、国と地方公共団体の対等的・協力的な関係の確立などはそれなりに成果を上げてきた。

以来早いもので約10年の時間が流れた。これら地方分権の取り組みは、規制緩和の推進と併せて、バブル経済崩壊後の90年代以降の日本の財政、行政の改革を進める一翼を担ってきた。

当時の中間報告では、保健福祉医療に関する問題提起も多く、この中で保健所長の医師規定の見直しが俎上に上がった。

**「保健所長に求められている能力は、必ずしも専門的・医学的知識のみでなく福祉等も視野に入れた幅広い調整能力である」と踏み込み、「現行の規定が保健所内に優秀な人材がいても所長になることを妨げている」とまで言及した。**

これに対する当時の厚生省の反論は、エイズ禍、O157騒ぎの追い風を受けながらも説得力に欠ける内容であった。「感染症、食中毒対策等をはじめとする医学的知識が所長に必要であること、数多い関係機関・団体との調整には医師が一番ふさわしいこと、保健所内の多様な職種を取りまとめるには医師でなければならないこと」等を挙げた。

**そもそも歯科医師や保健師や歯科衛生士などが保健所長になると、保健所の多様な職種は一丸となりえないのであろうか、答えは「職種」ではなく、各スタッフの意欲と能力を十分に発揮させ、職員をまとめあげられる「管理職としての人物」の問題ではないかと、当時も今も私は思っている。**

地方分権推進委員会の中間報告を基に各省庁との応酬がなされた。議論を経て省庁が了解したものについて総理大臣への勧告に盛り込むというルールになっており、勧告には、「保健所長の医師資格規定については、必置規制の見直しの一貫として、その要否を引き続き検討する。」とされた。結果として医師資格要件は特例措置を設けただけで現在も継続している。

実際には当県をはじめ多くの都道府県で地域振興局制がとられ、局長の下に保健と福祉が合体した組織（〇〇〇地域振興局保健福祉部など）ができ、そのトップ（部長）は もちろん資格要件を規定せず、事務職も多く登用されている。その傘下に入りながら2枚看板で保健所が存在する。所長は相変わらず医師で所長と独自の役職名（医監など）の2つが存在し、また複数の保健所で所長の兼務がされ、行政組織としてはすっきりしない体制が続いている。

**当時の日本口腔衛生学会は、この医師資格要件の撤廃に反対表明をした経緯がある。**非常に驚き、岡山での学会総会の評議委員会で真意を質した。幹事長の回答は、行政に勤務する歯科技術職員の立場や処遇を把握した上での行動とはとても思えない、厚生省の言い分を繰り返す何とも頼りにならないおそまつな答弁であった。

**今回はこのようなことがないようにしていただきたいと切に願う次第である。**

**地方分権改革推進委員会（委員長 丹羽宇一郎（株）伊藤忠商事取締役会長）**

### **中間的な取りまとめ（平成19年11月16日）**

#### **【保健所長の医師資格要件】**

保健所の所長は法律により医師でなければならないとされている。これについては、所長には地域において健康や衛生に関する深刻な問題が発生した際の対応能力等が求められており、日頃から関係団体などと医学的知識にもとづく情報交換、調整が必要なので、公衆衛生に精通した医師であることが必要との理由が示されている。

この医師資格要件については、平成16年に医師以外の者も所長となり得る特例措置が設けられたが、要件が医師同等水準と限定されていることもあり、これまで適用の実績はない。

危機管理を念頭においても、保健所に医師を配置したうえで、所長は公衆衛生行政に

精通した、管理能力のある職員が就くことで十分対応が可能であり、特例措置による対応ではなく、医師資格要件そのものを廃止すべきである。

(内閣府 HP)

### 【厚生労働省の回答】

健康危機が発生した時に、医学的知識及び公衆衛生学的知識に基づく判断、方針決定・指示を迅速かつ的確に責任をもって行う能力が保健所長に求められている。

また、地域における保健・医療の連携体制を維持・向上させるため、常日頃から医療機関の管理者、専門分野の医師、地域医師会等関係団体など、医学的知識に基づく情報交換、調整が必要である。

以上の理由から保健所長は、公衆衛生に精通した、より高い水準の医師であることが必要である。  
(週刊保健衛生ニュース 第1433, 1434号)

## 理事の独り言 (その28)

市原市保健センター (歯科衛生士) 高澤 みどり

### とりとめもないひとりごと

行歯会の皆様、こんにちは。関東Iブロックの高澤です。

行歯会だより編集の際には大変お世話になりました。

原稿依頼や編集など、慣れない仕事でしたが、今振り返ってみると楽しい思い出がたくさん残ったような気がします。

(何て前向き!) 2006年6月~11月号までサブ担当、2006年12月~2007年5月号まで編集、そして今年の11月号

までがチェックマンと、随分長いこと関わらせていただきました。その間いろんな方とのやりとりがあり、あらためて行歯会メンバーの偉大さとパワーを見せ付けられたかんじです。原稿を寄せていただいた方々、そして行歯会だよりを読んでいたみなさま、本当にありがとうございました。私が言うのもなんですが、今後も行歯会だより、かわいがってあげてください。

さて、みなさまのところは来年度に向けていかがですか? けっこう何も変わらない、なんて声も周りからちらほら聞こえてきます。とんでもない! とても大変! というところもありますよね。メタボ、メタボで、歯科なんか蚊帳の外、というところも多いのではないのでしょうか? いえいえ、メタボにぐんぐん入りこんでいっているところもあるのでしょうか。



先日、社歯研での基調講演、愛媛大学病院の櫃本先生の講演はとても感銘を受けました。実は今年の夏ゼミでも櫃本先生の講演があり、今年2回もお聞きすることができ、ラッキーでした。先生の持論「チョイメタの何が悪い！」これはもっぱら普段の会話で使用させていただいています。いかに今までの事業が健康の押し付けであったか、本当に反省しました。いつしか「指導」から「相談」に名称は変更し、あたかも住民と目線を合わせたかのつもりでいましたが、中身は結局変わっていなかったのかもしれない、住民には「やらされ感」としかとらえられていなかったのかもしれない・・・。

先生の講演の中にあつた、「健康」は、医療者がレッテルを貼るものではない、健康とすることが大切というフレーズはズ〜ンと響きました。フッ化物がいいだろう、かかりつけの歯医者を持とう、など決めるのは住民のはずなのに、かなり押し付けているかな〜、なんて思ってみたりもします。

「健康とは幸福」そうそう楽しく生きがいをもった人生を送るために口腔からどのようなアプローチができるのか？その人がそのために何をどう選択していくのか？その内なる力をどう引き出していけるのか？メタボオンリーになりがちな周辺だからこそ、歯科から投げかけてみよう！と以前に比べて卑屈にならずに、前向きに考えられるようになりました。そうは言ってもハードルは高い！今日この頃ですが、歯科衛生士という立場から来年度の事業の見直しに少しでも貢献でき、専門職の満足度で完結してしまわないよう日々努力を重ねているつもりです。

しかし、最近（ここ数年？）思いと行動が一致せず、一段と事務処理にも時間がかかり、何をやるにも段取りが悪くなり思うように仕事はかどりません。無能を年齢のせいにするつもりはありませんが、以前よりいろんな面で思うようにいかないことが多くなってきたのは事実です。明日から職場のパソコンも新しいものにかわります。いつまでこの仕事ができるのだろうか？いつ身を引くべきか？でもやめたら新しい歯科衛生士は入らないのか？いや、今なら新規で募集してくれるかも、それなら早いほうがいい？様々な思いが頭をよぎります。でも、今やめたら後悔が残りすぎかな？もう少し何か残せるように頑張ってみようかな？（子どもが社会人になるまではやっぱり頑張るか！）

本当にとりともめない独り言になってしまいましたが、最後に、私の職場のパソコンからは、行歯会にアクセスすることができません。ネットから見ることはできます。ですから今後もみなさまのやりとりを楽しく読ませていただきます。何か言いたいときは、どなたかに代理投稿をお願いすると言う形になります。メーリングリスト上にはあまり名前が出ることもありませんが、どこかでお会いすることもあると思います。その時は気軽に声をかけてください。

寒さがどんどんきびしくなっています。みなさま体調管理に気をつけて冬を乗り切り、歯科界にも春がくるよう頑張りましょう！

## ～お知らせ～

### ◎国立保健医療科学院・次年度研修予定

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/index.html>

#### ▽長期研修

##### ・保健福祉行政管理分野(本科)

概要：保健所長への就任を予定して、地方公共団体から派遣される医師・自治体職員等に関する1年間の研修。課程修了者にはMPH（Master of Public Health in HealthAdministration）が授与。

期間：H20.4.9(水)～H21.3.13(金)

試験日：2/26(火) [医師以外は前日に予備試験を実施]

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/courses/203reglr.html>

#### ▽短期研修

##### ・衛生主管部局歯科保健担当者研修

概要：都道府県・政令指定都市・中核市等の歯科保健担当者に対する歯科保健の研修

期間：H20.7.24(木)～7.25(金)

受付：H20.4.1(火)～5.30(金)

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/courses/320esmdp.html>

##### ・歯科衛生士研修(定員:20名)

概要：行政機関等に勤務する歯科衛生士の資質向上を図る研修

期間：H21.1.19(月)～1.30(金)

受付：H20.10.1(水)～10.31(金)

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/courses/418sika.html>

##### ・臨床研修指導歯科医(保健所)養成研修

概要：保健所等に勤務する歯科医師が指導歯科医として効果的な臨床研修を行う能力を身につける研修

期間：H20.8.28(木)～8.29(金)

受付：H20.5.1(木)～6.6(金)

詳細は下記 URL 参照

<http://www.niph.go.jp/entrance/h20/courses/431rkdhk.html>

### ◎口腔衛生学会・関東地方会

期日：2008年2月16日(土)

場所：鶴見大学歯学部（横浜市鶴見区）